

京都市立芸術大学美術学部教員採用選考規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成26年11月20日一部改正)

(令和6年12月17日一部改正)

(趣旨)

第1条 京都市立芸術大学美術学部教授会規程第4条及び本学教員選考基準に基づいて、本学部教授会が行う教員採用の選考は、この規程に定めるところによる。

(採用候補者の内申)

第2条 教員を選考する必要が生じたときは、教授会は、教育研究審議会にその旨を報告し、教育研究審議会からの人事方針の提示のもと、採用すべき教員の専門領域、業績、経歴、年齢等の諸条件（以下「採用条件」という。）その他必要な事項について、人事組織委員会に審議を付託し、その結果に基づいて採用条件を決定する。

2 教授会は、次条以下の手続きにより採用候補者を選考し、教育研究審議会へ内申する。

(候補者の募集)

第3条 教授会は、前条の採用条件に基づいて候補者の募集を行う。

2 募集の方法は、本学部教員の推薦及び公募とする。

3 募集期間及び公募の範囲については、そのつど、人事組織委員会の審議結果に基づいて教授会が定める。

(調査委員会)

第4条 採用条件の決定後、直ちに教授会において、調査委員会を設ける。

2 調査委員会は、採用すべき教員1名ごとに、本学部教員の中から選出された5名の委員をもって構成する。

3 調査委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

4 調査委員会は、当該採用教員候補者に関する教授会の審議決定後、直ちに解散する。

(委員の選出)

第5条 調査委員会の委員の選出方法は、美術学部委員会規程第21条を準用する。

2 採用すべき教員の属する研究室の委員は、2名以下とする。

3 1人の教員が同時に複数の調査委員会の委員を兼ねることはできない。ただし、特別の理由がある場合、教授会の承認を得て2つの調査委員会の委員を兼ねることができる。

4 選考を行う年度内に退職予定の教員は、委員となることができない。

(調査報告)

第6条 調査委員会は、候補者について、第1条の選考基準及び第2条の採用条件に基づいて、本学部教員としての適性等に関し、詳細に調査し、選考の判断資料となり得る調査結果を、教授会に報告しなければならない。

2 調査委員会は、報告を行う教授会の日を含む7日間以上、候補者の作品写真、論文等の参考資料を提示しなければならない。

3 調査期限、報告、展示、質疑応答、第8条の投票等の日程については、そのつど、人事組織委員会の審議に基づいて、教授会が定める。

(審議)

第7条 教授会は、前条の調査報告、参考資料等に基づいて審議を行い、不明の点については、調査委員会又は委員に説明を求め、その意見を徴することができる。

(投票)

第8条 採用候補者を決定するには、構成員の4分の3以上が出席する教授会において、無記名投票を行い、投票総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 前項の投票は、採用すべき教員1名ごとに行う。

3 投票においては、候補者の数にかかわらず単記投票とする。

4 3名以上の候補者についての投票で、得票数が何れも、投票総数の3分の2に満たないときは、上位2名について更に投票を行う。

5 2名の候補者についての投票で、上位の候補者の得票が投票総数の2分の1を超え、かつ、3分の2に満たないときは、約1週間後に、この候補者について可否投票を行う。

6 1名の候補者についての投票で、得票数が投票総数の2分の1を超え、かつ、3分の2に満たないときは、約1週間後に、この候補者について可否投票を行う。

7 可否投票は、構成員の4分の3以上が出席する教授会において、無記名投票を行い、白票を無効とし、有効投票総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

8 教授会は、期日前投票を実施することができる。

9 投票に関して、この規程に定めがない場合は、そのつど、教授会の議により決定する。

(再選考)

第9条 前条の投票の結果、採用候補者を決定することができなかった場合は、第2条から前条までの規定により、改めて選考を行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃には、第8条第1項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。